

視聴覚教育功労者表彰要項

財団法人 日本視聴覚教育協会

1. 趣 旨

多年にわたり、学校教育又は社会教育における視聴覚教育の振興に功績のあった者を表彰し、わが国視聴覚教育の今後の発展に資する。

2. 表彰の種類と対象

表彰の対象は次の各号の一に該当する者で、視聴覚教育の振興に携わった年数が通算10年以上あり、年齢45歳以上であること。（※要領 3.（1）参照）

- （1） 学校又は地域における視聴覚教育の実践、普及又は研究開発に尽力し、視聴覚教育の振興に顕著な功績のあった者。（以下「各地功労者」という。）
- （2） 全国的な視聴覚教育関係団体において、その活動の推進、運営の改善又は研究開発等に功績のあった者。（以下「中央功労者」という。）

3. 被表彰者数

- （1） 各地功労者表彰
50名程度とする。
- （2） 中央功労者表彰
5名程度とする。

4. 被表彰者の推薦

被表彰候補の推薦は、別に定める候補者推薦要領より、次のとおりに行う。

- （1） 各地功労者の候補の推薦
都・道・府・県教育委員会が行う。
- （2） 中央功労者候補の推薦
全国的な視聴覚教育関係団体等が行う。

5. 被表彰者の決定

被表彰者は、上記4によって推薦された候補者の中から、財団法人日本視聴覚教育協会会長が委嘱する選考委員会に諮って決定する。

6. 表彰の時期・方法

財団法人日本視聴覚教育協会会長表彰状及び記念品を贈る。

- （1） 各地功労者表彰 10月中旬以降、各都道府県教育委員会において伝達。
- （2） 中央功労者表彰 10月14日（金）教育映像祭中央大会にて贈呈。

※個人情報の取扱については、当協会ホームページ 視聴覚教育功労者欄

(<http://www.javea.or.jp/kohrohsha/index.html>)をご覧ください。

尚、同ページより提出書類の様式がダウンロードできます。

候補者推薦要領

財団法人 日本視聴覚教育協会

1. 推薦方法

別紙様式による表彰候補者調書、功績調書及び履歴書各1部を添えて、財団法人日本視聴覚教育協会会長あて推薦する。

2. 推薦人員

(1) 各地功労者表彰

推薦は、原則として、東京都教育委員会2名、各道・府・県教育委員会1名（ただし、指定都市を含む道・府・県は、当該指定都市の数だけ人数を増加できる。）以内とする。

(2) 中央功労者表彰

推薦は、原則として、全国的な各視聴覚教育関係団体等1名以内とする。

3. 候補者推薦の対象としない者

(1) 現に地方公共団体に勤務する常勤の職員で、視聴覚教育行政に関する事務に従事している者（視聴覚教育施設の職員は除く。）

(2) 過去に視聴覚教育に関する功労により国又は財団法人日本視聴覚教育協会会長から表彰を受けた者

(3) 「氏名」及び「県名」の公表を望まない者

4. 留意事項

(1) 推薦に当っては、慎重に調査及び審査すること。

(2) 候補者推薦の際、氏名については、字画（旧漢字等）を明らかにすること。